

回覧

令和7年4月吉日

町会各位

西板持町会長 土井順司

西板持町会会則の変更について

平素は、当町会の事業に対し、何かとご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和7年3月16日、午後7時より、西板持集会所兼老人憩いの家にて「令和6年度臨時総会」を開催し、案内代議員数114名の内出席者55名、委任状35通での総会が成立し、裏面の改正案のとおり、ご賛同を賜りました事をご報告申し上げます。

これは、近年の災害の多発の中で、自主防災会や環境保全等の、町会事業の増大などもあり、また、労働環境の変化により、役員世代の就労者の増大により町会事業のワークシェアが求められており、三役の人数を増やすことにより負担軽減を目指すものです。

また、2号の町会役員についても、同様の理由により20名から若干名の増員をするものです。

次に、町会施行・細則についてですが、近年、公職選挙においても期日前投票が導入され、その投票率は増加傾向にあります。

本町会における、推薦投票においても、この制度の導入により、町会の皆様の負担軽減をはかるとともに、投票率の増加を目指すものです。

今後、持続可能な町会運営を引き続き、進めてまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

なお、本改正は市の認可の後、施行させていただきます。

また、詳しい議事録については、同憩いの家にて掲示させていただきます。

役員選出の改正について

現行	改正案
西板持町会会則 (役員の選出) 第 18 条 役員は次により選出する。 1. 役員は会員の中から選任する。 2. 役員は次の通りとする。 (1) 三役 町会長・副会長・会 計 (2) 町会役員 20 名 年齢に制限は設けない。 (3) 監 査 3 名 役員でない会員の中から総会において選出する。 3. 監査と会長・副会長・会計・町 会役員は、相互に兼ねることは出来ない。	(1) 三役は、町会長・副会長・会 計と する。 <u>副会長は 3 名及び会計は 2 名まで選任することができる。</u> (2) 町会役員 20 名 年齢に制限は設けない <u>役員数においては若干名増減するこ とができる。</u>
西板持町会施行・施行細則 ③役員の選出 1. 推薦投票方法。 (1) 西板持町推薦投票管理委員会を置く。 (2) 町会の会員中から各戸の一票をもって、推薦投票により選出する。 (3) 町会各戸に一枚、推選投票入場券を配布する。 (4) 投票所は、西板持集会所（兼富田林市立「西板持老人いこいの家」）とする。 (5) 町会各戸の代表者は、投票所まで出向き、推薦投票入場券と交換に推薦投票用紙を受け取り投票を行う。 (6) 投票日は 3 月。 (7) 投票時間は、午前 8 時～午後 2 時。 (8) 棄権者は全て信任票とする。 (9) 開票は投票終了後、即日開票とする。 (10) 投票率の如何に関わらず、開票後の結果は有効とする。 (11) 推薦投票立会人を婦人会三役・子供会三役・<u>消防団三役</u>とする。 (12) 推薦投票入場券は、別途組長より配布する。 (13) 集計用紙は町会長が保管し、次期総会終了後に廃棄する。	(1) 西板持町推薦投票管理委員会を置く (以下「委員会」と言う)。 (5) 町会各戸の代表者は、投票所まで出向き、推薦投票入場券と交換に推薦投票用紙を受け取り投票を行う。 <u>但し、委員会が必要と認めた場合、投票日の期日の前に、投票を行うことができる。</u> (11) 推薦投票立会人を婦人会三役・子供会三役とする。(消防団三役削除)